権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、本章第３節第１款第２及び第２款第２に基づき、既に一般更生債権として弁済を受けている場合には、その弁済額を控除する。）を一括して弁済する。

⑷　預金質権の解除

船舶更生担保権者は、本項⑴の通知を受領したときは、通知を受領した日から10日以内に、前記４⑵の定めに従い設定された預金質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

７　更生計画認可決定前の売却の特則

管財人は、更生計画認可決定日までの間に本件船舶を売却した場合は、裁判所の許可を得て、本件売却代金について前記４の定めに従い担保変換を行い、変換された担保権について、前記５及び６の定めに従い弁済を行う。

８　弁済上限

船舶更生担保権者が、確定更生担保権に対する弁済として、本章第３節第１款に定める相殺猶予相当額に係る一般更生債権への弁済（以下「相殺猶予分弁済額」という。）と合算して弁済を受けることのできる総額は、別表８「更生担保権弁済計画表（船舶）」の「債権総額（弁済上限額）」欄記載の額（以下「弁済上限額」という。）を上限とし、弁済上限額から相殺猶予分弁済額を控除した残額（以下「相殺猶予分弁済後残高」という。）が確定更生担保権額を下回る場合、確定更生担保権への弁済（前記「５　仮弁済」以降の更生担保権の弁済をいう。以下同じ。）は、相殺猶予分弁済後残高を上限とする。この場合、船舶更生担保権の確定更生担保権額と相殺猶予分弁済後残高との差額に相当する金額については、相殺猶予相当額に係る一般更生債権であったものとみなす。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　租税等の請求権

該当なし。

第２　労働債権

１　確定優先的更生債権

確定した優先的更生債権は存在しない。

２　弁済方法

更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。確定した優先的更生債権（労働債権）は、その確定債権額を、更生計画認可決定確定日から１か月後の日が属する月の末日限り弁済する。

なお、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１款　相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権

第１　確定更生債権

相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表９－１「一般更生債権（金融・相殺猶予）弁済計画表」記載のとおりである。

（確定更生債権）　242,483,785円

（債権者数）　１名

ただし、相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権のうち、外貨建預金に相応する部分（別表９－１「一般更生債権（金融・相殺猶予）弁済計画表」の「相殺猶予預金額」のうち「ドル建預金」欄記載の外貨建預金相当額）については、本件船舶の売却に際して買主から本件売却代金の全額の支払いを受ける日のレート（着金日の株式会社りそな銀行の直物為替公表建値）によって円換算した金額とし、上記確定更生債権額は、平成28年８月31日時点の三菱東京ＵＦＪ銀行ＴＴＭレート（ＵＳＳ１＝103.18円）で円換算した金額を記載している。

第２　権利の変更及び弁済方法

別表９－１「一般更生債権（金融・相殺猶予）弁済計画表」の金融債権者の一般更生債権については、免除を受けず、「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定日又は本章第１節第２、２以下の定めに従い本件船舶を売却し、暫定売却手取額が確定した日のいずれか遅い日から１か月以内に弁済する。

第２款　その他の一般更生債権（第１款の金融債権者の一般更生債権を除く更生債権）

第１　確定更生債権

確定したその他の一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表９－２「一般更生債権（金融・相殺猶予以外）弁済計画表」記載のとおりである。

（確定更生債権）　983,941,819円及び額未定

（債権者数）　１名

ただし、相殺猶予相当額を控除した金融債権者の一般更生債権（別表９－２、整理番号１）については、金融債権者の確定した一般更生債権（届出番号Ａ01）の総額から、本章第３節第１款第１の定めに従い円換算した金額を控除した額とする。

第２　権利の変更及び弁済方法

１　第１回免除及び第１回弁済

⑴　第１回免除

別表９－２「一般更生債権（金融・相殺猶予以外）弁済計画表」記載の債権者が有する一般更生債権のうち、更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　第１回弁済

別表９－２「一般更生債権（金融・相殺猶予以外）弁済計画表」記載の債権者に対して、第１回免除後の債権額（以下「元本等」という。）（外貨建債権については外貨での金額とする。）に１％を乗じた金額を、更生計画認可決定確定日又は本章第１節第２、２以下の定めに従い本件船舶を売却し暫定売却手取額が確定した日のいずれか遅い日から１か月以内に弁済（以下「第１回弁済」という。）する。

なお、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

２　中間弁済

前記１の定めに基づく第１回弁済から後記３の定めに基づく追加弁済を実施するまでの間において、弁済をするのに適当な金銭があると認めるときは、管財人は、追加弁済に先立って、裁判所の許可を得て、別表９－２「一般更生債権（金融・相殺猶予以外）弁済計画表」記載の一般更生債権に対し、元本等に按分して弁済（以下「中間弁済」という。）を行うことができる。中間弁済を行う場合も、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

中間弁済を行う場合は、管財人が任意に定める中間弁済基準日の時点で確定している元本等に対し、裁判所の許可を得てから１か月以内に、管財人の定める弁済率（以下「中間弁済率」という。）を乗じた金額を弁済する。なお、中間弁済は、弁済をするのに適当な金銭があると認められる都度、複数回行うことができる。

３　追加弁済及び追加免除

⑴　追加弁済

①全ての資産の換価・回収が完了し、②確定更生債権等に対する第３章に定める弁済が完了し、③全ての更生債権等の額が確定し、